戸籍に関する証明書の交付請求書（郵送用）

（1）必要な証明書の本籍・筆頭者

北区の本籍	丁目　番 番地		
筆頭者氏名 ※戸籍の最初に記載のある方で、亡くなられても変わりません	フリガナ 明・大・昭・平・令　年　月　日 生	**だれの** **記載のある証明が必要ですか**	フリガナ 明・大・昭・平・令　年　月　日 生

（2）必要な証明書の種別

北区の場合、全部・個人事項証明書は平成19年11月3日からの証明です。それ以前に除籍された方の記載はありません。なお、戸籍・除籍・改製原戸籍の記載内容は、個人によって異なるため「どのような記載が必要なのか」について★印の欄にご記入ください。また、請求する証明書の種別がわからない場合は、（2）の欄は記入せず下記の★印の欄にご記入ください。

戸籍	全部事項証明書（戸籍謄本）	450円	通
	個人事項証明書（戸籍抄本） だれの（　　）	450円	通
除籍	全部事項証明書（除籍謄本）	750円	通
	個人事項証明書（除籍抄本） だれの（　　）	750円	通
改製原戸籍	謄本	750円	通
	抄本 だれの（　　）	750円	通
不在籍証明書		300円	通

附票（住所の証明）	全部	300円　通
	個人　だれの（　　）	300円　通
	□戸籍の表示（本籍・筆頭者）　□在外選挙人名簿登録 **※附票に記載する項目に☑してください。**☑がない場合は省略となります。第三者による請求時は、使いみちを審査のうえ理由が相当と認められるときは記載いたします。	
	※証明が必要な住所がある方は記入してください。	
身分証明書	だれの（　　）	300円　通
独身証明書		300円　通
その他	（　　）	通

受理証明書	350円	通	届書記載事項証明書	350円	通	届書等情報内容証明書	350円　通

受理証明書、届書情報内容証明書などをご請求の方はご記入ください。婚姻届、離婚届、養子縁組届などは2人分の情報をお願いします。

届出年月日　昭・平・令　　年　　月　　日　　だれの（　　）

届出の種類　□出生　□死亡　□婚姻　□離婚　□その他（　　）　生年月日（　　）

★手続で「どのような記載のある証明書が必要か」がわかる場合はご記入ください。

（亡くなった方の氏名：　　）（生年月日：　　年　　月　　日）（亡くなった日：　　年　　月　　日）（関係性：　　）

□ 亡くなったことが分かる戸籍のみが　（　　）通必要

□ 亡くなった人について
- 出生から亡くなるまでの戸籍が（北区が本籍の戸籍のみ発行可）　各（　　）通必要
- （　　）から（　　）までの戸籍が　各（　　）通必要

□ （　　）と（　　）の関係がわかる戸籍が　各（　　）通必要

□ その他（　　）　各（　　）通必要

（3）1か月以内に届出（出生、死亡、婚姻、離婚など）をした方は、可能な限りご記入ください。

（いつ：令和　年　月　日）（だれの：　　）（届出の種類：　　届）（届出をした役所：　　）

（4）請求者の情報および請求理由

公的年金、児童扶養手当、その他役所の手続きなど、手数料が無料になる場合があります。使いみち、提出先を差し支えない範囲でご記入ください。

住所	〒　丁目　番　号
電話番号	①TEL　（　　） ② **※平日の昼間に連絡の取れる携帯電話、固定電話のほかメールアドレス、FAX番号など可能な限り複数ご記入ください。**
氏名 **生年月日**	フリガナ 大・昭・平・令　年　月　日 生
筆頭者または必要な方との関係	① □筆頭者本人　□配偶者　□子 ② 戸籍に載っている（　　）の　□配偶者　□子　□孫　□父母　□祖父母 ③ □その他（ ※委任状や親族関係を確認できる疎明資料などが必要となる場合がございます。
使いみち	□公的年金（国民、厚生、国・地共済、私学共済、農林など）　□パスポート申請　□相続登記 □児童扶養手当（児童手当とは別の制度です）　□特別児童扶養手当　□税申告 □その他（　　）
提出先	□年金事務所／日本年金機構　□パスポートセンター　□法務局　□役所 □税務署　□金融機関　□保険会社 □その他（　　）